

## 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく 調査及び措置に関する要項（案）

平成 27 年 月 日  
科学技術・学術政策局長決定

### 1. 目的

この要項は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）」（以下「ガイドライン」という。）に基づく調査及び措置に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

### 2. 調査の種類

調査の種類は、次のとおりとする。

#### ① 履行状況調査

文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等及び国立大学法人や文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成等の基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置により、所属する研究者が研究活動を行っている全ての研究機関を対象として、当該研究機関におけるガイドラインに基づく体制整備・運用の状況について把握するために実施するもの。

#### ② フォローアップ調査

管理条件を付与した研究機関を対象として、管理条件の履行期限後に、当該研究機関における改善状況（管理条件の履行状況）を把握するために実施するもの。

### 3. 調査の体制・方法

調査は、公正な研究活動の推進に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）の助言を踏まえ、書面調査、面接調査若しくは現地調査又はその組合わせにより文部科学省が行う。

面接調査及び現地調査は、必要に応じて有識者会議委員その他専門家の協力を得て行うことができる。

### 4. 履行状況調査結果の公表及び措置

文部科学省は、履行状況調査の結果を公表するとともに、履行状況調査の結果、研究機関における体制整備等に不備があることを確認した場合は、有識者会議による助言を踏まえ、改善事項及びその履行期限を示した管理条件を付すこととし、その旨を対象となった研究機関及び配分機関に通知する。

管理条件の履行期限は 1 年とし、管理条件を付与した日から起算する。

## 5. フォローアップ調査結果の公表及び措置

文部科学省は、フォローアップ調査の結果を公表するとともに、対象となった研究機関及び配分機関に通知する。フォローアップ調査の結果、管理条件の着実な履行が認められると判断した場合は、有識者会議の審議を経た上で、管理条件を解除し、フォローアップ調査を終了する。また、管理条件の履行に進展があるものの十分でない又は履行が認められないと判断した場合は、有識者会議の助言を踏まえ、履行期限を1年延長し、翌年度もフォローアップ調査を実施するとともに、管理条件の履行が認められないと判断した研究機関に対しては、翌年度の間接経費措置額の一定割合を削減する。

## 6. その他

この要項に定めるもののほか、調査及び措置に関し必要な事項は、別に定める。